

村山市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 期日 令和5年1月17日（火）午後4時00分～
2. 会場 村山市農村環境改善センター 小集会室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿
 - (1) 農業委員の出席者名簿（18名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤
 - (2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

—	—	—	—
---	---	---	---
 - (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（2名）

楯 岡	—	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	黒沼 敏弥
4. 会議日程及び会議に付した案件
 - 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第2号 村山市農用地利用集積計画について
 - 議第3号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について
5. 報 告
 - 報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報第2号 非農地証明願について
 - 報第3号 運営委員会の報告について
 - ①村山市農業委員等に関する推薦・募集要綱の一部改正について
 - ②農地利用最適化交付金事業実施要領の一部改正について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	三澤 智之
農地農政係長	猪藤 潤
事業推進係長	大室 市郎
7. 会議の書記

農地農政係長	猪藤 潤
--------	------

会 議

(1) 開会 午後4時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

新年あけましておめでとうございます。

第1回総会については、農業委員、最適化推進委員の皆さんにご案内しております。

今年ほうさぎ年、飛躍する年であります。昨年より農業所得などが一段と向上できうるよう、体に気をつけて頑張ってくださいと思います。よろしくお祈りします。この後、新年会も予定しておりますが、あわせてよろしくお祈りしたいと思います。

それでは、第1回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

8番 川田 雅紀 委員、9番 海老名 正度 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は1番から4番までの4件で、所有権の移転が3件、使用貸借権が1件となります。地目、面積は田が9,907㎡、畑が1,290㎡で合計11,197㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号1番から4番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(1月5日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件4番を除いた、1番から3番の3件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1番から3番の3件についてについて、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第1号の1番から3番の3件については、原案の通り可決決定されました。
続きまして、16番の委員案件1件について審議に入ります。
16番委員はご退席願います。

(16番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、4番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第1号の、4番の1件について原案の通り可決決定されました。
5番委員はご着席ください。

(5番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第1号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、議第2号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 1 番から 19 番の 19 件で、申請内容は、所有権移転が 2 件、利用権設定の新規が 8 件、再設定が 9 件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、1 番から 19 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 2 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 3 号「贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、贈与を受けた者が納税猶予の継続届出書を 3 年ごとに所管税務署へ提出する際に添付を求められる証明書となります。今年の審査対象者は、継続が該当者なし、本年の一括贈与者については 1 名です。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(猪藤係長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、納税猶予の継続者が受贈後に引き継がれた農用地等を継続して経営しているかどうかの審査になります。

また、新規の受贈者は、認定農業者等の担い手であることが要件になっているが、今回の対象者が認定農業者としての要件を満たしていない旨、説明した。

議長(青柳 篤)

担当する地域の農業委員に、一覧に記載の継続、新規受贈者の経営状況を確認するものです。新規について、大高根地域の農業委員は、要件を満たすかどうかの確認をお願いします。

6 番委員 (山内正秀)

対象者は、3年以上農業を行い、今後も農業を行うであろうことを報告します。

4 番委員 (高橋 昭)

事務局から、認定農業者の要件を満たしていないとあった。

総会資料には、受贈者の要件が「認定農業者等」と記載されている。認定農業者となっていないくとも認めればよいのではないか？

事務局 (猪藤係長)

認定農業者の定義としては、認定農業者や認定新規就農者、農業基盤強化促進法第6条第1項に規定された基本構想に定められた事項を満たした者、基本水準到達者で、この方は該当しません。この内容については制度上、定められているものです。

事務局 (大室係長)

補足いたします。基本水準到達者とは、年間おおむね1,900時間の労働時間で年間所得がおおむね400万円を超えている方ですので、一般的に会社などに勤めている方などは該当しません。

4 番委員 (高橋 昭)

それならば、総会に出すまでもないのではないか？

事務局 (大室係長)

総会において、対象者に該当しないという決定をして頂く必要があるため、上程している案件であります。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり対象者が該当しない旨、意見するように可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第3号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第1号から報第3号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第2号「非農地証明願について」、報第3号「運営委員会の報告について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号1番から8番の8件です。田が32,164㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが6件、借り人の都合によるものが2件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、1番から5番の5件で、台帳地目で畑9,765㎡です。申請内容の大半は、20年以上前から作業困難や労力不足により農地性が失われたものであり、その他、宅地(小屋)として長年、使用されているもの等であります。1月5日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

今総会前に行った運営委員会の内容の報告となります。

①村山市農業委員等に関する推薦・募集要綱の一部改正については、推薦書や申込書の様式上に営農類型など農業経営の状況、農委所掌事務に関する利害の有無など、記載項目を加える改正を行うものです。あわせて、押印見直しに伴い、推薦書、申込書様式における「㊟」マークを削除しております。

②農地利用最適化交付金事業実施要領(市)の一部改正については、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱(国)の改正に基づき、交付金の対象事業を整理して、農業委員等の能率給の額の指定方法を明確に定めるものです。

国からの交付金から事務費を差し引いた金額を農業委員等の全活動日数で割った日額を、農業委員等の活動日数をかけて交付するものです。なお、1月に1日以上活動していない農業委員の日数は除かれます。国からの交付金も算定されておられません。

この改正で今までは、いくら活動しても1月5,000円から7,000円だったものが、これからは日数に応じて交付されます。日額2,500円ほどになる見込みです。

以上、報第1号から報第3号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第1号から議案第3号までの3件、報告の報第1号から報第3号までの3件について、終了します。

終了 午後4時45分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和5年1月17日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員